

災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要綱
(令和7年4月15日 危機管理局次長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、公募型提案審査随意契約（プロポーザル）方式により、本市が実施する災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託の受託候補者を公平かつ適正に特定するため、当該業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する審査基準等の決定
- (2) 実施要領に規定する審査及び受託候補者の特定
- (3) 実施要領に規定する非選定の理由
- (4) その他審査に関して必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 危機管理局次長兼危機管理部長
- (2) 危機管理局参事
- (3) 危機管理局防災・減災部長
- (4) 危機管理局危機対策課長
- (5) 危機管理局防災計画課長
- (6) 財政局本庁舎整備室長

2 委員会に委員長を置き、危機管理局次長兼危機管理部長をこれに充てる。

3 委員会に副委員長を置き、危機管理局参事をこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は非公開とする。

5 委員長は、審査を行うため必要があると認める者に、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理局危機対策課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託の契約締結をもって、その効力を失う。